

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項の規定に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

下松市長 國井 益雄



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
米川地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成31年3月29日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
6 経営体数  
個人 5 経営体  
集落営農（任意組織） 1 経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方  
減農薬、減化学肥料を図り、より安全安心な農作物の生産を目指す。  
地域の高齢化が進んでいるため、新規就農の促進を図る。